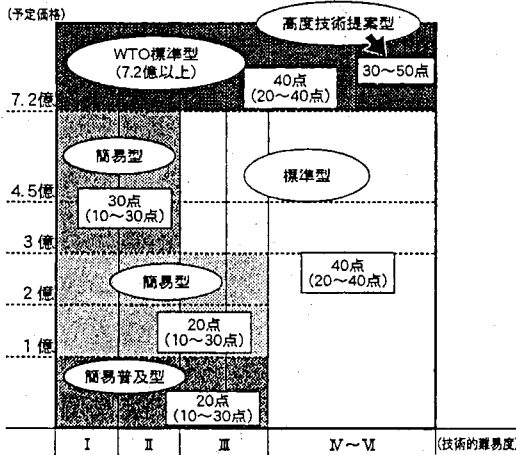


07年度総合評価運用方針案を了承

関東整備局審査委

総合評価 発注時難易度・予定価格別加算点区分表



関東地方整備局は、22日開催の総合評価審査委員会（委員長・中島威夫関東整備局長）に総合評価方式の07年度運用方針案を提示し、了承された。方針案ではタイプ別の適用領域を明確化するともに「優・良・可」の3段階で行っている定性的な評価を多段階でも可能とした。

1億円未満
簡易普及型の運用可能に

適用領域明確化、定性評価を細分化

ほぼすべての工事で総合評価を運用するが、予定価格1億円未満の工事で難易度が低い場合には、施工計画を単に欠格要件として用いる「簡易普及型」を運用できるよう柔軟性を持たせている。また、加算方式や2段階選抜型の試行を本年度検討する意向も明らかにした。

加算、2段階選抜も検討へ

関東整備局では本年度、一般競争入札は1億円以上の工事（鋼橋上部、プレストレスト・コンクリート、水門設備はすべて）で運用。総合評価はほぼすべての工事に適用し、2億円以上の工事（一般土木、鋼橋上部、PCは1億円以上、水門設備はすべて）では施工体制を事前に確認する。簡易普及型は1億円未

満かつ低い難易度の工事を対象に、簡易型に代わって適用できるようにした。施工計画として求める項目は1項目で、提案内容は厳格に審査するのではなく、適切な記述か否かで欠格かどうかを判断する。

評価項目などでは、「企業の同種工事の施工実績」「技術者の同種工事の施工経験」は選択項目扱いに変更。試行中の評価項目選択重視型は評価項目を限定した上で、配点のアップ（最低でも5点満点）を図った。簡易型で求める施工計画は発注金額に応じて項目数を規定していたが、これを廃止。すべての工事規模で1~3項目を選択でき、しかも同一項目で複数のテーマを設けられるように改めた。また、従来の五つの評価項目以外に、その工事の特性を生かした項目の設定を可能としている。

工体制確認型を適用する。今回了承された方針案によると、タイプ別の適用領域は別掲の通り。加算点（施工体制評価点除く）は標準型40点、簡易型（3億円以上）30点、同（3億円未満）20点、簡易普及型20点を基本とする。

力」でVE相当の評価項目が設定できない場合は、個別のテーマを設けて施工計画を求める。このほか、工事内容から自由に評価項目を設定できるよう対応。ペナルティーは現場レベルでの周知を目的に、特記仕様書にも記載することにした。

19年 5月 23日

建設工業新聞